

# 韓国知的財産ニュース 2019年5月前期

(No. 390)

発行年月日：2019年5月16日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、5月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 商標法一部改正法律

### 関係機関の動き

- 2-1 バイオ産業 IP 特別専門委員会が発足、制度・規制改善を推進
- 2-2 特許庁長、湖南・済州地域の知的財産企業経営者と懇談会開催
- 2-3 特許庁、出願・登録・国際出願に関する合同説明会を開催
- 2-4 発明・特許特性化高校、IP マイスタープログラムに参加した16人の成長事例集を発刊
- 2-5 中小製薬企業は、食薬処の特許コンサルティングサービスを利用してください！

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 「知的財産保護法制フォーラム」、特許侵害者の侵害利益詐取問題の早急な解決を指摘
- 3-2 中国およびASEAN オンライン知的財産保護セミナー開催

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

- 5-1 「チョンガイバー」イ・チョンヒ氏、「4時！特許庁」放送100回特番に出演
- 5-2 ロボットがきちんと世話役
- 5-3 特許庁、医療機器の類型別特許出願動向を発表

- 5-4 コーヒー一杯で味わう「美味しい特許技術」
- 5-5 軽量で丈夫な自動車、ホットなホットスタンピング技術で！

## 法律、制度関連

### 1-1 商標法一部改正法律

電子官報 (2019. 4. 23)

国会で成立した商標法一部改正法律を公布する。

2019年4月23日 大統領ムン・ジェイン

法律第16362号

### 商標法一部改正法律

商標法一部を次のとおり改正する。

第84条第3項を削除し、同条第4項中、「第1項から第3項まで」を「第1項及び第2項」にする。

第118条第1項第2号中、「商標権者」を「商標権者（商標権が共有である場合、各共有者も商標権者とみなす）」にする。

附則

この法は公布後、6ヵ月が経過した日から施行する。

<改正理由及び主要内容>

現行法によると、商標権が共有である場合は、共有者全員が共同で存続期間更新登録申請をしなければならなかったが、改正法は、各共有者が、単独でも存続期間更新登録申請が可能になるように、共有商標権の存続期間更新登録申請要件を緩和するものである。

## 関係機関の動き

### 2-1 バイオ産業 IP 特別専門委員会が発足、制度・規制改善を推進

電子新聞 (2019. 4. 29)

バイオ産業 IP 制度・規制改善の特別専門委員会が発足した。

国家知識財産委員会は、4月29日（月曜）、グランドインターコンチネンタルホテル（ソウル三成洞）で、「第1回バイオ産業 IP 特別専門委員会」を開催し、ソン・シヨン教授（延世大学医学科）など、特別専門委員に委嘱状を授与した。

バイオ産業 IP 特別専門委員会は、生命工学、知的財産など、関連学界と産業界の専門家、科学技術情報通信部、保健福祉部、特許庁、文化体育観光部などの政府関係者19人からなる。特別専門委員会は、この日の委嘱状授与式の後、活動を開始する。

国家知識財産委員会では、3月の第24回委員会にて、バイオ産業分野の専門家および関連する政府部処の利害関係者の参加による踏み込んだ議論を行うべく、特別専門委員会発足を決定した。

バイオ産業 IP 特別専門委員会は、今後1年間、(1) 特許対象性 (2) バイオ・イノベーション (3) バイオ IP 規制など、三つの小分化委員会を構成し、バイオ生命科学分野の知的財産創出のための制度改善策やガバナンスなどを検討する。さらに、運営結果に基づき導出された法令および審査基準などの改善策を、国家知識財産委員会本会議に報告する計画である。

バイオ産業は、急成長を遂げる分野である。ビジネスリサーチカンパニーによると、2016年のグローバルバイオ産業（医薬品、医療機器、医療・健康サービス）規模は、8兆5,500億ドルである。2025年までに14兆4,000億ドルにまで成長すると見込まれている。

知識財産戦略企画団長は、「第四次産業革命時代におけるバイオ医療産業は、AI とビッグデータ基盤のオーダーメイド型精密医療サービスにより、私たちの生活を根本的に変えられる」と強調した。

また、「各国が、バイオ医療産業育成に向けた制度づくりなど、支援体系強化している」とし、「バイオ IP の主要イシューを綿密に検討し、社会的に受容可能な制度と基準を模索することが必要なタイミングである」と述べた。

国家知識財産委員会は、大統領所属委員会として、知的財産関連の政府政策と計画を審議・調整して、推進状況を点検・評価する委員会である。過去にも、社会的影響と重要性、時宜性を考慮して、産学協力研究の協約の改善、知財権紛争解決制度の先進化などに関する特別専門委員会を構成し、運営した実績がある。

IP 経営で知的財産エコシステムのイノベーションを

特許庁は、5月2日（木曜、午後2時）、全羅南道光州知識財産センターで、湖南・済州地域の IP 経営協議会の企業経営者を対象に中小企業の競争力強化および産業イノベーションに向けた「中小企業知的財産政策懇談会」を開催した。

IP 経営協議会は、特許庁のグローバル IP スター企業支援事業に伴い、海外での知的財産権確保および IP 戦略策定などの支援プログラムの恩恵を受けて、知的財産の重要性を認識するとともに、企業経営に導入して企業イノベーションを成した企業経営者の自主的な集まりであり、これら企業は、輸出強小企業として成長し、地域での良質な雇用創出および地域経済の活性化に貢献している。

※IP 経営協議会会員社：1,023 社、グローバル IP スター企業支援社：1,659 社

※※経営導入成果：売上額増加率(8.2%)、輸出額増加率(8.6%)、雇用人員増加率(8.1%)  
(2018年グローバル IP スター企業支援成果調査、特許庁)

特許庁長は、知的財産を活用した中小企業のイノベーション成長を支援するために、3月から京畿道・仁川地域の輸出企業懇談会を皮切りに、知識財産センター運営機関長懇談会、IP イノベーション企業・産学協力団長懇談会など、持続的に現場での交流活動を推進している。

今回の懇談会は、湖南・済州地域の IP 経営協議会所属の 11 社の中小企業の CEO が出席する中、開催され、企業における知財権の隘路事項を聴取する他、光州 IP 経営協議会のキム・ボゴン会長は、特許保有での起業の成功率は、未保有起業に比べて 2 倍以上高く、グローバル市場を確保するためには、海外 IP 獲得が必須であり、起業から輸出まで知的財産中心の経営が必要である」と述べた。

特許庁長は、政策懇談会に続いて株 DREAMCNG を訪問し、同社の事業成果を点検するとともに、海外販路の開拓に向けた追加支援策を議論した。

<現場訪問企業 株 DREAMCNG 事例>

株 DREAMCNG は、世界市場を視野に入れた道路用ロボット掃除機の開発を行っているが、ドイツと米国の会社が既存市場を席卷しており、海外市場の開拓に苦勞していた。2017

年に、特許庁のグローバル IP スター企業育成事業に選定され、海外市場の開拓に対する IP 経営診断およびコンサルティングを受けた後、輸出対象国を限定して戦略的に特許を出願しており、技術力を認められた。その結果、輸出額は、約 4 倍、売上額は、約 8 倍の成長を成し遂げ輸出対象国もシンガポール、トルコなど、多様な国へ拡大した。

※(株)DREAMCNG 売上額 (百万ウォン) : (2016 年) 53 → (2018 年) 450

※※(株)DREAMCNG 輸出額 (百万ウォン) : (2016 年) 27 → (2018 年) 100

特許庁長は、「力強くて、好循環の知的財産エコシステムを構築し、未来の成長エンジンを確保するために、知的財産基盤の産業・技術競争力の強化と知的財産価値の引上げ、知的財産活用の拡散、グローバル市場の開拓などの、知的財産エコシステムにおける四つのイノベーション戦略を推進している」とし、「IP 経営の中小企業が輸出強小企業として成長を遂げ、知的財産エコシステム内で、革新的な発展を遂げるよう、政府革新を通じて必要な支援を惜しまない」と述べた。

### 2-3 特許庁、出願・登録・国際出願に関する合同説明会を開催

韓国特許庁 (2019. 5. 9)

特許庁は、企業、一般人、弁理士業界の従事者を対象に、5月20日(月曜、午後1時30分)に、政府大田庁舎において、国内外の出願および登録状況に関する合同説明会を開催する。

これまでは、主にソウルで行われた説明会を、今回は大田で開催することにより、大田および大田以南地域の個人出願人、企業、弁理士業界の関係者と交流し、出願および登録に関する法制度の改善事項、電子出願制度などの知的財産獲得のための有用な情報を提供する計画である。

説明会の主な内容は、(1) 出願方式審査の理解、(2) 登録制度の改善事項、(3) マドリッド・ハーグ国際出願(注1)の理解、(4) 特許協力条約(PCT)国際出願(注2)の理解および ePCT(注3)の活用、(5) 電子出願制度の理解、(6) 2019年の電子出願開発に関する計画の紹介などであり、該当分野の専門家による主題発表と質疑応答が行われる。

今回の説明会では、国内出願・登録制度に関する事項だけでなく、取り上げる機会の少ない、特許、商標、デザインの国際出願条約に関する事項も含まれており、国内外の出願を同時に準備する特許ユーザーには実質的な助けとなる。

また、今後の電子出願システム開発に反映するために、別途のソフトウェアを設置しなくても出願ができるウェブ出願サービスについての意見も直接聞く予定である。

特許庁情報顧客支援局長は、「第四次産業革命時代における国家競争力は、企業の知的財産の確保にかかっている」と強調し、「特許庁は、革新的なアイデアと技術が迅速に権利化され、韓国の経済成長をけん引できるよう、国民の目線で政府革新に取り組み、出願・登録に関する制度を持続的に改善していく」と述べた。

一方、説明会の参加申込みなどの具体的な事項については、特許庁のウェブサイト(www.kipo.go.kr)から確認できる。説明会に関する問合せは、特許庁出願課(電話 042-481-5541)、国際出願課(電話 042-481-5209)まで。

(注1) マドリッド国際出願：一つの商標出願書で、マドリッド協定議定書に加盟した複数の国に出願した効果を付与する制度(2019年5月現在、104カ国加盟)  
ハーグ国際出願：一つのデザイン出願書で、ハーグ協定に加盟した複数の国に出願した効果を付与する制度(2019年5月現在、70カ国加盟)

(注2) PCT(Patent Cooperation Treaty)国際出願：一つの特許出願書で、PCT条約に加盟した複数の国に出願した効果を付与する制度(2019年5月現在、152カ国加盟)

(注3) ePCT：ソフトウェアを設置せず、ウェブ上でPCT出願書の作成および提出、リアルタイムで出願の進行状況の照会などができる世界知的所有権機関(WIPO)で提供するPCT情報システム

## 2-4 発明・特許特性化高校、IPマイスタープログラムに参加した16人の成長事例集を発刊

韓国特許庁 (2019.5.9)

### 発明により未来を切り開く、青少年達の話

特許庁は、進路について悩む青少年達を支援するために、発明・特許教育を通じて夢を成し遂げた職業系高校の生徒らの成長事例をまとめた「発明・特許特性化高校・IPマイスタープログラム優秀事例集」を発刊した。

特許庁では、創意的で挑戦的な技術人材を育成するために、全国の「発明・特許特性化高校」の6校を対象に、学科当たり12単位以上の発明・特許正規教科の編成、発明サークル活動など、多様な発明・特許教育を提供している。

また、「IP マイスタープログラム」の運営を通じて、マイスター高校・特性化高校の生徒らの発明アイデアを発掘し、優秀アイデアについては、技術コンサルティング、知的財産教育とアイデアの高度化を通じたコンテストを実施している。

優秀事例集は、このような発明教育を通じて、主導的に創業、就職、そして進学した16人の生徒の成長事例を盛り込んでいる。

一例として、(1)「発明・特許特性化高校」に進学して体系的な発明教育を受けた生徒は、自ら開発した発明教具の特許登録を行い、本格的に創業した後、特技推薦入試で西江大学に進学した。

さらに、(2)職務発明のアイデアで、「IP マイスタープログラム」に参加した生徒は、技術コンサルティング、知的財産専門教育を通じてコンテストで最優秀賞を受賞し、このような技術経験を基盤に、高校2年在学中にサムスン電子に就職が決まった。

生徒らの実際の発明教育の経験と成功のノウハウをまとめた事例集は、5月10日(金曜)に、全国の発明教育センターと特性化高校および特許庁のウェブサイト([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))、発明教育ポータルサイト([www.ip-edu.net](http://www.ip-edu.net))、特性化高校・マイスター高校のポータルサイト([www.hifive.com](http://www.hifive.com))を通じて配布され、進路に悩む中・高校の生徒および発明教育に関心のある教員に役立つものと期待される。

特許庁長は、発刊の辞で、「目まぐるしく変化する未来に備えるためには、変化を恐れず能動的に対処できる創意・融合型の技術人材の育成が重要である」とし、「特許庁は、今後も、青少年達に多様な発明教育の機会を与え、発明を通じて韓国社会のイノベーションリーダーとして成長できるよう、支援を惜しまない」と述べた。

**2-5 中小製薬企業は、食薬処の特許コンサルティングサービスを利用してください!**

**韓国食品医薬品安全処 (2019. 5. 13)**

製薬・バイオ企業を対象に、「特許対応戦略コンサルティング支援事業」説明会開催

食品医薬品安全処(以下、食薬処)は、5月16日(木曜)、韓国製薬バイオ協会(ソウル瑞草区)で、製薬・バイオ企業を対象に、「2019年製薬企業特許対応戦略コンサルティング支援事業」説明会を開催すると明らかにした。

今回の説明会は、コンサルティング支援事業に対する製薬企業の理解を深め、特許問題による悩みを解消するために設けられる。主要内容は、(1) 2019年コンサルティング支援内容 (2) 支援手続き・日程 (3) 申込書作成方法および提出書類 (4) 質疑応答などである。

※特許対応戦略コンサルティング支援事業：人材および経験の乏しい中小製薬企業が、品目を開発・販売するにあたり、必要な特許関連の専門コンサルティングを受けられるよう支援を行う。

医薬品の許可段階で特許侵害有無を考慮する、「医薬品許可特許連携制度」が施行(2015年3月)され、医薬品の開発・販売過程の段階で、特許問題を解決することが何より重要になってきている。

これを受けて、食薬処では、2016年から3年間で、計24社における計45個の課題について、コンサルティング費用(課題別700万ウォン~1,000万ウォン)を支援しており、2019年も10社に対して支援を行う予定である。

これまで支援を受けた企業を対象に、コンサルティング活用の結果について調査を行った結果、癌患者の痛みに使用される鎮痛剤などの三つの品目において、オリジナル医薬品の特許期間満了前の市販を通じて、迅速な市場参入に成功し、保険財政を節減する成果を上げている。

その他にも、優先販売品目許可を申請した品目(1品目)、臨床・生動の承認を受けた品目(4品目)、剤形変更研究に成功した品目(7品目)、製剤研究が進行中の品目(17品目)などがあることが調査されており、優先販売品目許可を目標に、特許審判を請求(6件)、または特許を出願(5件)した成果もあった。

食薬処は、改良型新薬などの競争力のある医薬品を開発している中小製薬企業を対象に、本支援事業に積極的に参加することを呼びかけ、今後も現場の需要を反映して企業において実質的な支援になるよう、事業運営していくと述べた。

2019年コンサルティング支援事業への申込は、6月3日(月曜)まで、韓国製薬バイオ協会への訪問申込、または郵便申込が可能であり、詳しい内容は、食薬処のウェブサイト(mfds.go.kr)と韓国製薬バイオ協会のウェブサイト(kpbma.or.kr)で確認できる。



## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 「知的財産保護法制フォーラム」、特許侵害者の侵害利益詐取問題の早急な解決を指摘

韓国特許庁 (2019. 5. 1)

特許侵害における損害賠償額の現実化など、知的財産保護の懸案に対する専門家からの意見聴取を目的に、4月に発足した「知的財産保護法制フォーラム(以下、フォーラム)」では、特許侵害者が侵害により得た利益を、そのまま詐取する問題の解決が早急であると言及するなど、知的財産保護の懸案に対する多様な意見が提示された。

韓国知識財産学会首席副会長のキム・ウォンオ教授(仁荷大学)、次世代コンテンツ財産学会長のイ・ギョホ教授(中央大学)、韓国知的財産権経常学会および知的財産雇用フォーラム会長のソン・スンウ教授(中央大学)など、計15人(※)の知的財産分野の専門家からなる同フォーラムでは、知的財産が正当に評価されるためには、何より損害賠償額の現実化が急務であると明らかにした。

※キム・ウォンオ教授(仁荷大学)、イ・ギョホ教授(中央大学)、ソン・スンウ教授(中央大学)、チョン・チャホ教授(成均館大学)、チェ・スンジェ教授(世宗大学)、ナ・ジョンガブ教授(延世大学)、ムン・ソンヨン教授(淑明女子大学)、イ・ウォンボク教授(梨花女子大学)、ハン・ドンス弁護士、キム・チョルフアン弁護士(以上、法務法律律村)、ユ・ヨンソン弁護士(金&張法律事務所)、パク・ジョンヒ弁護士(法務法人太平洋)、チョン・ウンジュン弁護士(YOUME 法務法人)、イ・ドクジェ弁理士(特許法人和友)、チェ・ソンウ弁理士(特許法人 WOOIN)

最近、特許侵害訴訟の損害賠償額を高くするために、3倍以内で損害賠償が可能となるように懲罰的損害賠償制度が導入されるなど、大きな変化があったが、依然として損害賠償額算定において知的財産の特性が考慮されておらず、損害賠償額の現実化までは、まだ遠いとの指摘があった。

伝統的所有権基盤の損害賠償算定方式を、知的財産権にも同じ基準を適用しているため、特許権者が生産できる能力を超過する侵害者の利益に対して、特許権者の損害として認定されていないのが実情であり、これは、「先侵害、後補償」の特許制度を無力化させるほどの、深刻な問題を引き起こすということである。

フォーラムに参加した専門家は口をそろえて、知的財産保護制度およびインフラ、国民認識向上など、多様な議論の場として、フォーラムがその役割を果たすべきと強調した。そのためには、自主的な懇談会を定例化し、韓国知識財産学会などの学術団体とセミナー開催、国会公聴会など、多様な形の公論化プロセスに積極的に参加する予定であると明らかにした。

さらに、これまで発明振興法と不正競争防止法に山積していた、紛争調整委員会、営業秘密原本証明など、知的財産保護支援事業の安定的かつ効率的な基盤づくりのための単一法の制定方策についても研究・検討し、提示する予定であると説明した。

IP 保護法制フォーラムに出席した特許庁産業財産保護協力局長は、「特許権など、知的財産の特性を勘案すると、特許権者の生産能力を問わず、損害を認定できるように制度の整備が必要」とし、「そのためには、IP 保護法制フォーラムのように、民間からの積極的な提言が制度改善の出発点になり、知的財産の正当な評価の礎になる」と明らかにした。

### 3-2 中国および ASEAN オンライン知的財産保護セミナー開催

韓国特許庁 (2019. 5. 14)

中国アリババ、ASEAN ラザダより、知的財産保護および進出戦略を紹介

特許庁は、傘下公共機関の韓国知識財産保護院（以下、保護院）の主管で、5月15日（水曜、午前9時30分）JW マリオットホテル・ソウルで「中国およびASEAN オンライン知的財産保護セミナー」を開催すると明らかにした。

今回のセミナーは、中国のアリババグループとASEANのラザダグループを招き、海外オンライン市場への進出を希望する韓国企業を対象に、知的財産保護戦略を紹介するために設けられた。保護院は、アリババグループとは2014年から、ラザダグループとは2018年から知的財産権保護協力を推進してきている。

※保護院 MOU 締結現況：アリババグループ（2014年4月）、ラザダグループ（2018年11月）

#### <アリババ、ラザダ概要>

（アリババ）1999年設立の中国最大の電子商取引企業であり、米国、英国など、世界の約70カ国に支社を置き、約25,000人の職員が勤務しているグローバル企業である。

(ラザダ) 2012年設立のASEAN最大の電子商取引企業であり、シンガポールに本社を置き、シンガポール、フィリピン、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシアなど、計6カ国でオープンマーケットを運営している(アリババグループが2016年企業買収)。

セミナーは、ラザダグループの最高経営者(CEO、Pierre Poignant)より、「グローバルオンライン市場進出戦略および展望」の内容で基調講演が行われる。

続くセッションでは、アリババとラザダの関係者から、中国およびASEANのオンライン市場の主要環境の変化と現地の人々が好む韓国企業の製品などについて、説明が行われる。

また、アリババとラザダで運営している知的財産権の通報プラットフォームを通じた、偽造商品通報の手続きおよび知的財産保護戦略についても紹介される予定である。

さらに、申請企業を対象に行われる、ビジネスネットワーキング・セッションでは、アリババ、ラザダと韓国企業との交流の場も設けられる。

特許庁産業財産保護協力局長は、「今回のセミナーを通じて、グローバルオンライン市場での、偽造商品被害からの予防および対応のための情報提供の場が設けられ、韓国企業の海外進出に実質的な助けとなるだろう」と述べた。

保護院院長は、「海外オンラインマーケットにおける、偽造商品の流通遮断を支援するとともに、韓国製品の市場占有率拡大に向けて、保護院の協力チャンネルを通じて積極的に支援していく」と述べた。

セミナーに関する詳しい内容は、特許庁産業財産保護支援課(電話 042-481-5961)または韓国知識財産保護院(電話 02-2183-5848)まで。

## デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

5-1 「チョンガイバー」イ・チョンヒ氏、「4時!特許庁」放送100回特番に出演  
韓国特許庁(2019.5.7)

「組立式家具特許」保有の、真の特許ファミリーとして認定

特許庁は、ユーチューブ、フェイスブックなどを通じて毎日午後に放送される、「4時！特許庁」100回特番(5月7日(火曜)、午後4時放送)のゲストとして映画俳優のイ・チョンヒ氏が出演すると明らかにした。

今回100回特番のゲストとして出演するイ・チョンヒ氏は、過去に放送されたKBS時代劇の「大王世宗」で蔣英実役を演じており、また、自ら発明した携帯用の組立式椅子(※)の特許を出願して登録(番号10-1595771)を受けている。

※イ・チョンヒ氏が発明・デザインした携帯用の組立式椅子は、2014年に特許を出願し2016年に登録されており、本人と実の弟が経営するハイブロー・カンパニー(HIBROW COMPANY)で販売している。

江原道原州市にあるハイブロー・カンパニーにおいて行われた100回特番の収録では、「発明の日はいつ？ 発明の日を指定した理由は何か」と、司会者からの突発質問もあった。

イ・チョンヒ氏は、「発明の日は、自分の誕生日(2月19日)と同じ19日であり、家庭の月の5月である」と答え、「文宗と蔣英実が世界初で発明した測雨器を、世宗大王が国民に公布した日」とであると正確に答え、傍聴席とスタッフから歓声が上がった。

2018年12月10日の初放送後、毎日午後4時に、特許庁公式のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)に掲示される「4時！特許庁(※)」は、一日の統合再生件数が700回以上であり、累積再生件数は25万回を超える。

※一般人が難しいと感じる発明特許の 이슈を、簡単で面白く説明するトークショーであり、特許審査官が直接司会を務め、公務員、発明家、知的財産専門家などがゲストとして出演する。

3月に、人気ユーチューバーの会社員A氏(チェ・ソヒ)と協業して制作した「ニセ化粧品」編は、再生件数が17万以上を記録した。また、女性発明家、青年創業者などがゲストとして出演したコンテンツも人気を集めている。

特許庁報道官は、「『4時！特許庁』が100回を迎えるまで苦勞したスタッフと出演者に感謝を申し上げる」とし、「韓国国民が知的財産と親しくなるまで、より充実した内容で楽しい放送を作り上げるよう最善を尽くしたい」と覚悟を述べた。

一方、特許庁は、発明特許広報のために、フェイスブックにおいて「特許庁と最も似合う芸能人を推薦してください」というアンケートを、5月10日(金曜)まで行っている。現在、リプライに、イ・チョンヒ氏、ペク・ジョンウォン氏、ユノ・ユンホ氏などが推薦されており、アンケート結果は5月中旬に発表される予定である。

## 5-2 ロボットがきちんと世話役

韓国特許庁 (2019. 5. 7)

### ケアロボット関連の特許出願の増加幅が目立つ

「散歩から戻ったら、ロボットが車椅子に座っている高齢者を持ち上げ、丁寧にベッドに寝かせる。食事の時間には、トレイのご飯とおかずを取ってあげ、時間に合わせて薬を用意する」。韓国は、2025年に超高齢社会(65歳以上の人口が20%)に進入(注1)するものと予測される中、ケアロボットを使用する日常が、遠くない将来に現実のものとなる見通しである。これを反映するかのように、ケアロボットに関する特許出願も順調に増加している。

特許庁によると、ケアロボット分野の特許出願は、2010年～2012年には、年間平均で37件に過ぎなかったが、2013年～2015年には50件余り、直近の3年間は72件余りと持続的に増加している。このような傾向は、人口構造の変化とAI・IoTなどと融合した関連技術の発展によるものであり、今後も該当分野の出願の増加が続く見通しである。

2010年から直近の9年間の出願人を類型別にみると、大学・研究所(38%)、中堅・中小企業(27%)、外国企業(17%)、個人(9%)、大企業(9%)の順であり、研究機関と中小企業の出願の割合が相対的に高い。これは、高齢化が進む速度に比べてケアロボット市場はまだ初期段階にあり、研究機関とスタートアップを中心に、研究・開発が行われていることを示している。

2010年から直近の9年間の出願を分野別にみると、食事・移動・移乗補助のような日常生活の支援(40%)、血糖・血圧管理のような健康管理(27%)、リハビリ支援(10%)の順であった。

一方、ケアロボットの普及と拡散を支援するために、政府は最近、ケアロボットを4大有望サービスロボット分野(ケア、医療、物流、着用型)の一つとして選定して、関連の研究開発を支援するとともに、社会的弱者を対象にしたケアロボットの普及事業を拡大する計画である。

これを受けて、特許庁も、国内企業における特許権連携の研究開発戦略策定(IP-R&D)の支援、関連先行技術の情報を提供する IP サービス企業の育成および各種ロボット競合大会の支援を通じて、ロボット技術に関する国内企業の特許創出能力の強化と人材育成に向けて持続的に取り組んでいる。

特許庁のロボット自動化審査課長は、「ロボット技術の適用範囲が、高齢者のケアまで拡大されることにより、高齢者の生活の質の向上と未来の雇用創出に大きく貢献すると期待される」とし、「ケアロボット市場は、今後、成長可能性が非常に高い反面、市場はまだ初期段階にあるため、ビジネスモデルと製品を連携して特許戦略を策定し、知的財産権の初期確保を図ることで、市場において優位を占めることが重要である」と強調した。

(注1) 統計庁「2019年3月年齢別現在・将来人口推計」参照

### 5-3 特許庁、医療機器の類型別特許出願動向を発表

韓国特許庁 (2019. 5. 8)

#### 医療情報機器および生体計測機器分野における特許出願が急成長

特許庁は、政府革新の一環として、産業界の研究開発戦略策定と技術発展を支援するため、過去10年間(2009年～2018年)の医療機器の類型別特許出願動向を発表した。

発表によると、過去10年間の医療機器分野の特許出願は、計76,949件であり、年平均6.82%増であった。全体の特許出願が年平均1.3%増であることに比べて医療機器分野は5倍も上回り、他産業分野に比べて伸び率が高かった。

医療機器は、映像診断機器、生体計測機器、体外診断機器など、大きく14の技術分野に分けられる。

※14の分野：①映像診断機器、②生体計測機器、③体外診断機器、④診療設備、⑤麻酔呼吸機器、⑥手術治療機器、⑦治療用補助設備、⑧整形用品、⑨内臓機能代用器、⑩医療用鏡、⑪医療用品、⑫歯科機器、⑬リハビリ補助機器、⑭医療情報機器

14の技術分野のうち、医療情報機器(※)(20.9%)と生体計測機器(※※)(16.6%)分野の特許出願が最近、大幅な増加傾向をみせた。

※医療情報機器の出願：(2015年)502件→(2016年)572件→(2017年)531件→(2018年)1,037件

※生体計測機器の出願：(2015年)1,211件→(2016年)1,379件→(2017年)1,440件→  
(2018年)1,630件

医療情報機器は、医療情報がビッグデータとして活用され、スマートフォンとクラウドが結合したヘルスケア技術の開発、人工知能(AI)基盤の医療サービスの登場などによるものと分析される。

生体計測機器は、治療中心から予防中心の医療のパラダイムシフトにより、あらゆる生体計測機器が情報通信技術(ICT)と融合され、自動化・小型化製品に対する需要の増大によるものと分析される。

出願人を類型別にみると、全体のうち76.8%が内国人の出願であり、22.9%が外国人の出願である。内国人の中では、個人(24.4%)、中小企業(23.9%)、大学・公共研(19.9%)、大企業(5.1%)の順である。

各技術分野別には、治療補助機器とリハビリ補助機器などでは個人、医療用品と手術治療機器などでは外国人、医療情報機器では中小企業、生体計測機器と体外診断機器では大学・公共研において、相対的に特許出願が多く行われている。

出願人現況をみると、過去10年間(2009年～2018年)の累積基準で最も多く特許を出願した機関は、サムスン電子(2,164件)であり、サムスンメディスン(817件)、延世大学(798件)の順であった。

出願上位10の機関を類型別にみると、国内の大企業が2社、大学・公共研が6カ所、外国企業が2社であった。

※(大企業)サムスン電子、サムスンメディスン、(大学・公共研)延世大学、ソウル大学、高麗大学、韓国電子通信研究院、韓国科学技術院、韓国科学技術研究院、(外国企業)米国のキンバリー・クラークワールドワイド、日本のユニチャーム

中堅企業の中では、オステムインプラント(12位)が、中小企業の中では、(株)ディオ(53位)が最も多く特許を出願した。

特許庁医療技術審査チーム長は、「医療機器分野における特許出願の増加は、健康に関する関心の増加、人口高齢化、治療中心から予防中心のオーダーメイド型の健康管理のトレンドの変化、新技術と結合した新しい医療機器の登場など、多様な要因によるものと

みられ、特許庁では政府革新の一つとして、産業界と大学が R&D を効率的に遂行できるよう、医療特許情報を持続的に提供していく」と明らかにした。

一方、特許庁が公開した報告書は、特許庁のウェブサイト（※）および医療機器 IP 協議体所属機関（※※）のウェブサイトから確認できる。

※特許庁ウェブサイト(www.kipo.go.kr) → お知らせ → 報道資料 → 報道資料  
※※五松先端医療産業振興財団(www.kbio.kr)、大邱慶北先端医療産業振興財団  
(www.dgmif.re.kr)、原州医療機器テクノバレー(www.wmit.or.kr)、  
医療機器産業協会(www.kmdia.or.kr)

#### 5-4 コーヒー一杯で味わう「美味しい特許技術」

韓国特許庁 (2019. 5. 13)

コーヒー飲料における、官能性と機能性を強化した特許出願がブーム

暖かい春の陽光のそそぐお昼の時間、美味しいコーヒーの香ばしい香りを楽しむ光景は、日常となっており、もはやコーヒーは、「嗜好食品」を超え、私たちの生活の中に「コーヒー文化」として定着している。

2018年のコーヒー豆の国内輸入量は、13.3千トン（190百万ドル）規模であり、2014年の7千トン（98百万ドル）に比べて94%増加となっており、これは、2009年の3.5千トン（42百万ドル）と比較すると、280%増加したものである。

※品目分類（HS）コード090121（コーヒー（焙煎しており、カフェインを除去していないもの）と、品目分類（HS）090122（焙煎しており、カフェインを除去したもの）の合計値である（出処：韓国貿易協会、国内輸入・輸出統計資料）

瓶や缶、コップなどに入った「液状コーヒー」、韓国で発明した「ミックスコーヒー」（調剤コーヒー）だけでなく、コーヒーの風味を楽しめるように、焙煎したコーヒー豆を挽いて入れた「インスタントコーヒー」など、コーヒー飲料の形態も多様化した。

（ミックスコーヒー）コーヒー（粉）、粉末クリーム、砂糖が混合した形態であり、1976年に韓国の東西食品が最初に開発し、特許庁のフェイスブック友達が選定した「韓国の有名発明品10選」で5位にランクされた（2017. 5. 18）。

（インスタントコーヒー）食品公典によると、「焙煎コーヒーの可溶性抽出液を乾燥させたもの」を意味する。



特許庁によると、直近5年間（2014年～2018年）のコーヒーに関する特許出願は543件であり、以前の5年間（2009年～2013年）の321件に比べて69%増加しており、味と香りだけでなく、カフェインの副作用と健康志向の消費者の嗜好に合わせて「機能性」を強化したコーヒーの特許出願が活発に行われていることが判明した。

細部技術分野別にみると、コーヒーの顆粒化のような「剤形」（14.9%）、「焙煎」（10.0%）および「抽出」（7.8%）方法、単純な「風味強化」（8.5%）関連の特許出願の割合は、直近5年間（2014年～2018年）で減少傾向となっている。

（特許出願例示）多様なコーヒー生豆の特性に合わせて、焙煎および抽出の温度・時間・圧力条件を設定、コーヒーの風味をよくするために、コーヒーの揮発性香り成分を捕集して追加、または別途の香味成分を追加、コーヒー材料にガスを注入・加工して、コーヒーの粒子が水に溶ける際に、豊富な泡を形成し、柔らかい味を附加  
一方、「機能性」強化分野の出願の割合は、同じ期間（2014年～2018年）では、増加傾向をみせている。実際、2009年の19.6%から2018年の59.8%に、3倍増加した。

機能性強化技術には、「健康機能性成分を添加」する、またはコーヒー生豆またはコーヒー抽出物を「発酵」させることで、カフェイン含量は下げて、抗酸化効果で知られるポリフェノール成分（クロロゲン酸など）といった有用成分の含量は高く維持する技術に分けられる。

（機能性成分添加例示）疲労回復に効果のある紅参添加、双和茶材料のケンボナシ、トウキ、アカヤジオウなど、生薬材料を添加、カフェインの副作用の減少のためにカテキンが豊富な緑茶添加、解毒およびダイエットに効果のあるビタミンツリーの葉およびカラマンシー抽出液添加、女性の更年期改善に効果のあるザクロ抽出物添加

出願人別では（2009年～2018年）、個人46.3%（404件）、企業42.2%（368件）、大学5.0%（44件）、研究機関1.6%（14件）、共同出願4.9%（43件）となっており、個人および企業の出願が88.5%と大半を占めている。

特許庁農林水産食品審査課長は、「競争の熾烈なコーヒー市場で、消費者の多様なニーズを満足させる差別化された販売戦略を模索するために、健康機能性を強化したコーヒーの特許出願の割合が、持続的に増加しているものとみられる」とし、「これからは、味や香りはもちろん、消費者の健康志向にも応えるコーヒー製品の販売が増えるものと期待される」と述べた。

超高張力鋼部品成型技術、ホットスタンプ関連特許出願活発

最近、世界的に環境規制および燃費規制が強化され、より軽量の車両素材の開発が活発な中、国内でも超高張力鋼板（注1）を活用した車両の販売が相次いでおり、超高張力鋼部品を成型するホットスタンプ工法に関連する特許出願も活発に行われている。

特許庁によると、ホットスタンプ技術関連の特許出願は、2010年以前には、年間の出願件数が20件以下に過ぎなかったが、2011年を起点に、急激に増加し、毎年50件以上の出願が行われている。

ホットスタンプ技術とは、金属素材を高温（900～950℃）加熱状態でプレス成型した後、金型内で急冷させることで、軽量で丈夫な部品を製造する工法である。

ホットスタンプ技術は、既存の鋼板の厚さを維持しながら、強度は2～3倍向上させ、重量は15～25%減らせるため、最近、国内完成車メーカーでも、ホットスタンプ技術を採用した新車を相次いで販売している。

CO<sub>2</sub>削減、燃費改善、安全性向上に対する世界的な関心の高まりから、軽量で丈夫なホットスタンプ部品の市場規模も拡大している。世界市場の規模は、2016年の約8.9億ドルから、2021年は約180億ドルに成長すると見込まれ、国内市場は、2016年の約6,600億ウォンから、2021年は約1兆1,500億ウォンに成長すると見込まれる。

2008年から2017年までの出願人別の出願現況をみると、内国人の出願が60.8%、外国人の出願が39.2%を占めており、内国人の出願は、大企業と中堅企業の出願が、全体の内国人の出願の78%を占めているが、これは大企業の完成車生産メーカーを中心に、技術開発が行われているためである。

国内の主要出願人をみると、大企業には現代自動車（株）、現代製鉄（株）などがあり、中堅企業には（株）MS AUTOTECH、（株）SUNGWOO HITECHなどがある。

一方、該当期間の内国人の出願の海外出願現況をみると、大企業と中小企業の出願のうち、海外出願が占める割合は、それぞれ21.7%と2.7%である。韓国全体の大企業と中

小企業の国内出願のうち、海外出願が占める割合が、36.8%と4.3%であることをみると、ホットスタンピング分野の海外出願の業績は、低調な水準である。

特許庁加工システム審査課長は、「ホットスタンピング技術は、軽量化と高強度が必要なロボット、航空宇宙、再生可能エネルギーなど、先端未来有望産業でも需要の増加が予想される」と展望し、「グローバル市場を先取りするためには、より積極的な海外出願戦略が必要である」と強調した。

(注1) 鋼板は、引張強度の大きさによって、270MPa以下の一般鋼板 (Mild Steel、MS)、270~700MPaの高張力鋼板 (High Strength Steel、HSS)、700MPa以上の「超高張力鋼板 (Advanced High Strength Steel、AHSS)」に区分され (世界鉄鋼協会基準)、超高張力鋼板のうち、1,000MPa以上の超高張力鋼板をUHSS (Ultra High Strength Steel) に、別途区分する場合もある。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/archive.html> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム (電話: 02-739-8657/FAX: 02-739-4658 e-mail: [kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます) により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: ジェトロソウル事務所 知財チーム